

九州3政令指定都市による大都市制度研究会について（案）

1 名称

研究会の名称は、「九州3政令指定都市による大都市制度研究会」（以下「研究会」という。）とする。

2 目的

研究会は、共通する大都市特有の行政課題に的確に対応し、九州全体の更なる成長を牽引する大都市のあり方について、九州の3政令指定都市で課題を共有のうえ、検討し、情報発信することを目的とする。

3 研究会の構成

研究会は、北九州市、福岡市及び熊本市の大都市制度担当部長等で構成する。

4 研究の進め方

下記研究項目について研究を行い、研究の進捗に応じ、「九州3政令指定都市市長会議」において市長による意見交換を行うものとする。

5 研究成果の提供

研究の成果は、構成市以外の政令指定都市や九州市長会にも提供する。

6 研究項目

- (1) 現行政令指定都市制度の課題（二重行政、権限移譲など）について
- (2) 特別自治市制度その他の大都市制度に係る議論について
- (3) 大都市に必要な権限・財源について
- (4) 大都市における住民自治について
- (5) 大都市を核とした広域連携について
- (6) 道州制下の大都市制度について

等

7 概略スケジュール

今年度中をめどに研究報告とりまとめ。

「九州3政令指定都市市長会議」における意見交換

平成24年4月27日

◆研究会の立ち上げ決定

◆当面の研究項目と研究会の運営方法の協議

平成24年10～11月（第2回）

◆研究の進捗状況について確認

◆3市が目指すべき大都市制度の骨格案について方向性協議

平成25年3～4月（第3回）

◆「研究報告」について

※ 地方制度調査会、指定都市市長会などにおける大都市制度の検討動向に応じ柔軟に対応していく。

※ 新たな研究テーマが生じた場合等は、研究会の継続も想定。